

## 第6章 悪 臭

### 第1節 悪臭の現況

#### 1 悪臭の概要

悪臭は、人の感覚に直接知覚されるもので個人差が著しく発生源は、製造業や畜産業など多種多様である。また、悪臭公害のほとんどは低濃度の複合臭によるものであり 規制については非常に難しい面がある。

平成8年度の悪臭に関する苦情件数は28件であり 公害苦情全体の14.9%を占めている。

#### 2 各種悪臭測定調査結果

平成8年度中に実施した発生源ごとの悪臭測定調査結果は表90のとおりである。

### 第2節 悪臭の防止対策

#### 1 法 条例による規制

##### (1) 法による規制

悪臭防止法では悪臭を防止することによって、生活環境を保全すべき地域を知事が指定し（法第3条）、この指定地域内にある工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する特定悪臭物質（法第2条）について規制基準（法第4条）を定めることとなっている。

悪臭規制指定地域内の事業場には、規制基準の遵守義務（法第7条）が課せられており、指定地域市町村長は、特定悪臭物質の排出が規制基準に適合しないことにより周辺住民の生活環境が損なわれていると認める場合は、施設等の改善勧告さらには改善命令（法第8条）を行うことができ、さらに、水路等における悪臭の防止（法第12条）、悪臭が生ずる物の廃却の禁止（法第13条）をしている。

本県における悪臭規制は現在4市24町4村で規制しており、第1次規制物質5物質（アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、トリメチルアミン）については表92と表93のとおりであり、第2次規制物質3物質（二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン）については表94、95のとおりであり、第3次規制物質4物質（プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸）については表96、97のとおりである。

##### (2) 条例による規制

屋外における燃焼行為に伴い発生するばい煙、悪臭等を規制するため、鳥取県公害防止条例により昭和63年10月1日から、ゴム、皮革、合成樹脂、廃油、硫黄及びピッチ並びにこれらを含む物を屋外において燃焼させることを禁止している。

表90 悪臭測定調査結果（県実施分）

発生源区分	延測定施設数	規制基準(強度)	悪臭物質濃度 (ppm)											
			アンモニア	メチルカプタン	硫化水素	硫化メチル	トリメチルアミン	二メチル硫チ化ル	アセトアルド	ステレン	プロピオン酸	ノルマル酸	ノルマル草酸	イソ草酸
畜産農業	1	区域外	0.21	ND	ND	ND	0.0020	ND	-	-	ND	ND	ND	ND
畜産食品製造業	1	区域外	0.05	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	ND	ND	ND	ND
水産加工場	1	区域外	0.06	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	ND	ND	ND	ND
し尿処理場	1	2.5	0.07	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	ND	ND	ND	ND
ごみ処理場	1	区域外	0.06	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	ND	ND	ND	ND
鶏糞処理工場	1	3.0	1.90	ND	ND	0.0012	ND	ND	-	-	0.0036	0.0082	ND	0.0015
肉製品製造業	1	3.5	0.62	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	ND	ND	ND	ND
化製場	1	3.5	0.94	0.007	0.012	ND	ND	ND	-	-	0.0029	0.0024	ND	0.0006
クラフトパルプ製造業	1	3.5	0.19	0.021	ND	0.014	ND	0.0038	-	-	0.0005	ND	ND	ND
畜産農業	1	区域外	0.24	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	ND	ND	ND	ND
畜産農業	1	区域外	0.48	ND	ND	ND	ND	ND	-	-	ND	ND	ND	ND

山陰畜産 注:

北陽油船

注 1 \*印物質の規制基準は、規制地域全域について、一律臭気強度2.5(表95、97)

2 ND 検出されず

表91 特定悪臭物質の臭気強度別濃度

(単位 ppm)

臭気強度	アンモニア	メチルカプタン	硫化水素	硫化メチル	トリメチルアミン	二硫化メチル	アセトアルデヒド	ステレン	プロピオン酸	ノルマル酸	ノルマルイソ草酸	イソ草酸	備考
2.5	1	0.002	0.02	0.01	0.005	0.009	0.05	0.4	0.03	0.001	0.0009	0.001	総理府令による規制基準の下限
3.0	2	0.004	0.06	0.05	0.02	0.03	0.1	0.8	0.07	0.002	0.002	0.004	
3.5	5	0.01	0.2	0.2	0.07	0.5	2	0.2	0.2	0.006	0.004	0.01	総理府令による規制基準の上限

表92 悪臭規制地域（5物質 アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、トリメチルアミン）

告示 施行年月日	規制地域			告示 施行年月日	規制地域				
	市町村名	地域内の区分			市町村名	地域内の区分			
		A	B			C	A	B	C
告示 昭和48. 10. 12 第767号 施行 昭和48. 10. 12 (4市9町1村)	鳥取市	○		○	告示 昭和49. 7. 2 第571号 施行 昭和49. 7. 2 (5町)	八東町			○
	米子市	○		○		気高町	○		○
	倉吉市	○		○		関金町		○	
	境港市			○		東伯町	○	○	
	国府町	○		○		名和町		○	
	郡家町			○	告示 昭和56. 3. 24 第283号 施行 昭和56. 4. 1 (5町1村)	岩美町	○	○	○
	鹿野町		○			船岡町	○	○	○
	青谷町	○				河原町		○	○
	羽合町		○			泊村	○	○	○
	東郷町	○	○			西伯町	○		○
	三朝町		○		告示 昭和59. 4. 27 第359号 施行 昭和59. 5. 1 (2町1村)	会見町			○
	赤碕町		○			用瀬町	○		
日吉津村	○		○	佐治村				○	
淀江町		○	○	中山町			○	○	
				告示 平成5. 3. 26 第307号 施行 平成5. 4. 1 (3町1村)		福部村	○		
					北条町			○	
					岸本町	○			
					大山町	○			

(注) 規制区域を示す図面は、県庁環境政策課、関係市役所及び町村役場公害担当課に備え置き、一般の縦覧に供している。

表93 規制区域と規制基準（昭和48年10月12日鳥取県告示第767号）

区域	特定悪臭物質 臭気強度 (ppm)	アンモニア	メチルメル カプタン	硫化水素	硫化メチル	トリメチル アミン
		A	2.5	1	0.002	0.02
B	3.0	2	0.004	0.06	0.05	0.02
C	3.5	5	0.01	0.2	0.2	0.07

表94 悪臭規制地域（3物質分 二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン）

告示・施行年月日	規 制 地 域	規 制 基 準
告示 昭和56. 3. 24 第285号 施行 昭和56. 4. 1 (4市5町2村)	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、船岡町、河原町、泊村、西伯町、会見町、日吉津村	臭気強度 2.5
告示 昭和58. 6. 7 第514号 施行 昭和58. 6. 14 (14町)	国府町、郡家町、鹿野町、青谷町、羽合町、東郷町、三朝町、赤碕町、淀江町、八東町、気高町、関金町、東伯町、名和町	臭気強度 2.5
告示 昭和59. 4. 27 第359号 施行 昭和59. 5. 1 (2町1村)	用瀬町、佐治村、中山町	臭気強度 2.5
告示 平成5. 3. 26 第307号 施行 平成5. 4. 1 (3町1村)	福部村、北条町、岸本町、大山町	臭気強度 2.5

(注) 規制区域は5物質規制区域と同一

表95 規制区域と規制基準（昭和56年3月24日鳥取県告示第285号）

区 域	特定悪臭物質 (ppm)	二 硫 化 メ チ ル	アセトアルデヒド	ス チ レ ン
	臭気強度			
規制地域全域	2.5	0.009	0.05	0.4

表96 悪臭規制地域（4物質分 プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸）

告示・施行年月日	規 制 地 域	規 制 基 準
告示 平成5. 3. 26 第307号 施行 平成5. 4. 1 (4市24町4村)	鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、国府町、岩美町、福部村、郡家町、船岡町、河原町、八東町、用瀬町、佐治村、気高町、鹿野町、青谷町、羽合町、泊村、東郷町、三朝町、関金町、北条町、東伯町、赤碕町、西伯町、会見町、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町、中山町	臭気強度 2.5

表97 規制区域と規制基準（平成5年3月26日鳥取県告示第307号）

区 域	特定悪臭物質 (ppm)	プロピオン酸	ノルマル酪酸	ノルマル吉草酸	イ ソ 吉 草 酸
	臭気強度				
規制地域全体	2.5	0.03	0.001	0.0009	0.001

## 第7章 地盤沈下

本県の地盤沈下は建設省国土地理院が実施した水準測量によって、鳥取市本町（遷喬小学校）にある一等水準点で昭和40年から45年までに13.8cmの沈下が観測された。

また、環境庁は昭和46年度に地盤沈下メカニズム研究会に全国調査を委託し、鳥取平野がその対象として概況調査が行われた。

県では、これを契機として昭和48年度に専門家による地盤沈下協議会を設置し、昭和49年度鳥取市に水準点5点を設置するとともに国土地理院に水準測量を要請し、その後、昭和51～53年度に県国土地理院共同で、昭和54年度以後は県単独で、水準測量を実施している。

なお、鳥取県地盤沈下調査協議会報告に基づいて、昭和61年度からは調査対象地域を一部変更し毎年調査を行ってきたが、平成7年度からは隔年調査として実施している。

### 1 昭和60年度以前の測量との相違点

(1) 沈下がほぼ安定してきている市街地南部における測量を縮小した。

昭和60年度以前	水準点	21点	測量延長	23.1km
昭和61年度以降	水準点	10点	測量延長	14.0km

(2) 千代川左岸の北部地域に仮点（3地点）を設置し、測量を開始した。

### 2 平成7年度の測量による地盤沈下状況

平成7年度（H6.7～H7.7）の1年間の地盤沈下状況は、水準点10点中最大が、秋里〔因幡浄苑水準点番号(7)〕の1.14cmであり、年間1cm以上の沈下が観測された地点はこの1地点のみである。

市街地北部の他の水準点については、江津〔鳥取県立中央病院水準点番号(8)〕の0.92cmが最も大きく、秋里〔荒木神社水準点番号(9)〕の0.33cmが最小となっている。

市街地南部における沈下状況は、寿町〔西中正門前水準点番号(1)〕で0.78cm、本町一丁目〔遷喬小水準点番号1067〕で0.13cmとなっている。

### 3 地盤沈下量の推移

昭和49年度から測量を実施している4地点の中で、最も沈下量の大きい田園町三丁目〔国道29号線田園町交差点北西100m水準点番号029-119〕についてみると、昭和49～55年度の年間沈下量は、3.90～3.55cmで、毎年ほぼ同程度の沈下量であったのに対し、昭和56年度から年々沈下量は減少してきており、昭和60年度以降は1cm未満の沈下となり、平成7年度の沈下量も0.43cmとなっている。

他の3地点についても、平成7年度の沈下量と昭和49～平成6年度の年間沈下量を経年的に比較すると、年度により増減はあるものの、いずれの水準点も沈下量は減少か横ばいの状況である。

また、昭和53～55年度にかけて新たに測量を開始した6地点についても、年度により増減はあるものの、沈下量は以前に比べて減少してきており、中でも累計沈下量が最大を示す田園町四丁目〔建設省鳥取工事事務所 水準点番号「建」〕については、平成2年度以降年間沈下量が1cm未満となっている。

次に水準点の中で年間2cm以上沈下した地点の数をみると、昭和56年度が5地点、昭和57年度が4地点、昭和58、59年度が3地点であったが、昭和60年度以降は0地点となっている。

以上により、全体的にみると、沈下量の大きかった市街地北部を含め、現在、鳥取市の地盤沈下は鈍化または横ばいの傾向となっている。

#### 4 地盤沈下の原因の推定

鳥取平野は、千代川の流域に発達した沖積平野で、層厚50m程度の洪積層と、層厚30m程度の沖積層が発達した、いわゆる軟弱地層からなっている。

地盤沈下の原因は、沖積層の粘土層、特に軟弱な上部粘土層（層厚5～10m程度）の圧密によるものと想定されるが、地層の状況、地下水利用及び都市化の進捗状況等により 地区によって沈下量に差が見られるものと思われる。

表98 鳥取市内各水準点の沈下量

〈単位 cm〉

水準点番号	029 -119	009 -209	(1)	1067	「建」	(7)	(8)	009 -210	(9)	(10)
所在地	田園町三丁目	松並町二丁目	寿町	本町一丁目	田園町四丁目	秋里	江津	安長	秋里	秋里
平成7年度の沈下量 [H.6.7~H7.7]	0.43	0.53	0.78	0.13	0.74	1.14	0.92	0.67	0.33	0.81
昭和49年度~ 平成7年度の沈下量 [S49.6~H7.7] ( )は平均年間沈下量	35.34 (1.77)	19.65 (0.94)	18.48 (0.88)	12.47 (0.59)	注2) S53.7 ~H7.7 35.74 (2.10)	注3) S55.7 ~H7.7 26.50 (1.77)	注3) S55.7 ~H7.7 23.36 (1.56)	注3) S55.7 ~H7.7 15.63 (1.04)	注3) S55.7 ~H7.7 8.19 (0.55)	注3) S55.7 ~H7.7 10.93 (0.73)
備考	国道北29西号一線 ○田園m町交差点	国道9号線 城北公園前	西中正門前	遷喬小学校	建設省鳥取工事事務所	因幡浄苑	中央病院	国道9号線 安長バス停前	荒木神社	工業試験場
注	1) 029-119は、平成2年度に水準点が改埋されたため、平成2年度の沈下量を0としている。									
	2) 「建」は、昭和53年から測量を開始したもの。									
	3) (7)、(8)、009-210、(9)、(10)の5点は、昭和55年度から測量を開始したもの。									





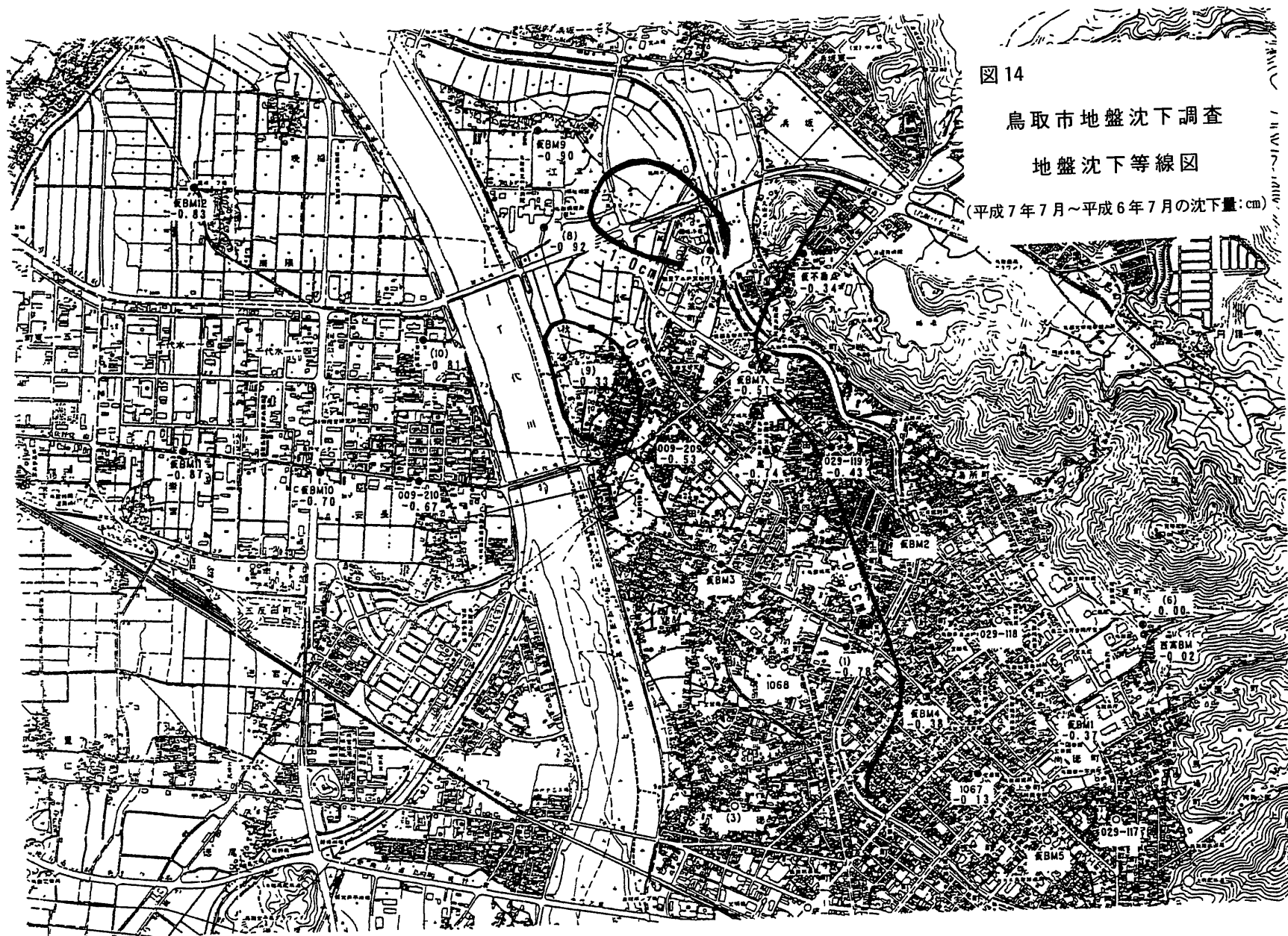


図 14

鳥取市地盤沈下調査  
地盤沈下等線図

(平成7年7月~平成6年7月の沈下量:cm)

## 第8章 そのほかの環境汚染物質

### 第1節 休廃止鉱山の重金属の対策

「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」（昭和45年12月25日法律第139号）では土壌汚染の原因となる物質のうち、人の健康上問題があるものとしてカドミウムが、又、農作物の生育上問題があるものとして銅、砒素が指定されている。

カドミウムについては玄米中の含有量1mg/kg以上、銅については土壌中の含有量125mg/kg以上、砒素については土壌中の含有量15mg/kg以上のものがそれぞれ被害があるとされている。

休廃止鉱山のなかでは、現在まで鉱害として問題になっているものは、岩美町荒金の岩美鉱山である。〔岩美鉱山〕明治22年に開坑された鉱山で、銅を含んだ鉱水は下流の小田川流域の水田約140ヘクタールに被害を及ぼし、昭和46～47年にかけて実施した調査では88検体の玄米のうち22検体の玄米にカドミウム的人為的汚染（カドミウム0.4mg/kg以上）が認められたが、食品衛生法上食品として取り扱われないカドミウム1mg/kg以上を含む玄米は認められなかった。

また、土壌については、昭和54～60年にかけて実施した調査で米の収量に影響があると判断される125mg/kg以上の銅を含む土壌が181地点中92地点あり、この調査結果に基づき、小田川地域の農用地53.4ha（台帳面積）を農用地土壌汚染対策地域として昭和61年2月14日指定した。また9月24日、農用地土壌汚染対策計画及び公害防止事業費事業者費用負担計画を樹立し、昭和62年度から公害防除特別土地改良事業に着工し、土地改良対象面積114.9ha中、平成8年度までに100.7haが終了している。

なお、鉱害対策として昭和47～平成8年度に事業費累計2,201,267千円で坑廃水処理施設、沈殿物堆積場の設置及び整備、堆積場鉱害防止工事、大切坑道補修工事等を行ってきており平成7年度は事業費54,984千円で鉱害防止工事等を実施した。

### 第2節 水銀等重金属類の汚染の対策

水銀等による環境汚染、食品汚染の実態を知るため、農用地について土壌、農作物調査を実施するとともに、内海内湾魚介類10検体、遠洋沖合魚介類10検体について魚介類調査を行った。その結果は表のとおりである。

#### 1 土壌、農作物調査の状況

小田川流域の水田140haに対し、玄米中のカドミウム含有量について4地点で調査を実施した。

その結果についてみると、玄米中のカドミウム含有量は4地点平均で0.24mg/kgであり、「食品衛生法」で定めている玄米のカドミウム基準値1mg/kgを上回るものではなく食糧庁長官通達で食用以外の用途に売却することとされている0.4mg/kg以上の地点もなかった。

表99 平成8年度調査結果

(単位 mg/kg)

地 区	玄米中のカドミウム		
	調査地点数	最高値～最低値	平均値
岩美町高住	2	0.30～0.27	0.29
〃 太田	2	0.19～0.19	0.19
合 計	4	0.30～0.19	0.24

(注) 平成8年度農産園芸課調査

## 2 魚介類調査の状況

内海内湾魚介類10検体、遠洋沖合魚介類10検体について総水銀の調査を行ったが、いずれも暫定的規制値（昭和48年7月23日厚生省暫定的規制）総水銀0.4ppmを下回っている。

表100 魚介類調査結果

区 分	総 水 銀						備 考
	検体数	適	不 適	最高値	最低値	平均値	
内海内湾魚介類	10	10	0	ppm 0.19	N D	ppm 0.04	
遠洋沖合魚介類	10	10	0	0.33	N D	0.05	
計	20	20	0	0.33	N D	0.05	

(注) 平成8年度県民生活課調査

N D 検出されず

### 第3節 PCBの汚染状況

PCBによる食品の汚染の実態を知るため暫定的規制値の設けられている魚介類20検体の調査を行ったが、いずれも暫定的規制値（昭和47年8月24日厚生省暫定的規制）を下回っていた。

表101 食品調査結果

種 類 別	総検 体数	検 出 値			暫定的 規制値	適	不適	備 考	
		最高値	最低値	平均値					
魚 介 類	内海内湾	10	ppm 0.06	ND	ppm 0.01	ppm 3.0	10	0	あじ、いわし、かつお、 かます、かれい、きす、さば、 白いか、とびうお、 はまち、ひらめ、かわはぎ、 さんま、赤はた、たい、 さざえ、ほうぼう、えび、 するめいか、まぐろ
	遠洋沖合	10	0.06	ND	0.01	0.5	10	0	
	計	20	0.06	ND	0.01	3.0	20	0	

(注) 平成8年度県民生活課調査

ND 検出されず (0.01未満)

## 第9章 廃棄物

廃棄物の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下「廃棄物処理法」という。）に基づいて行われている。

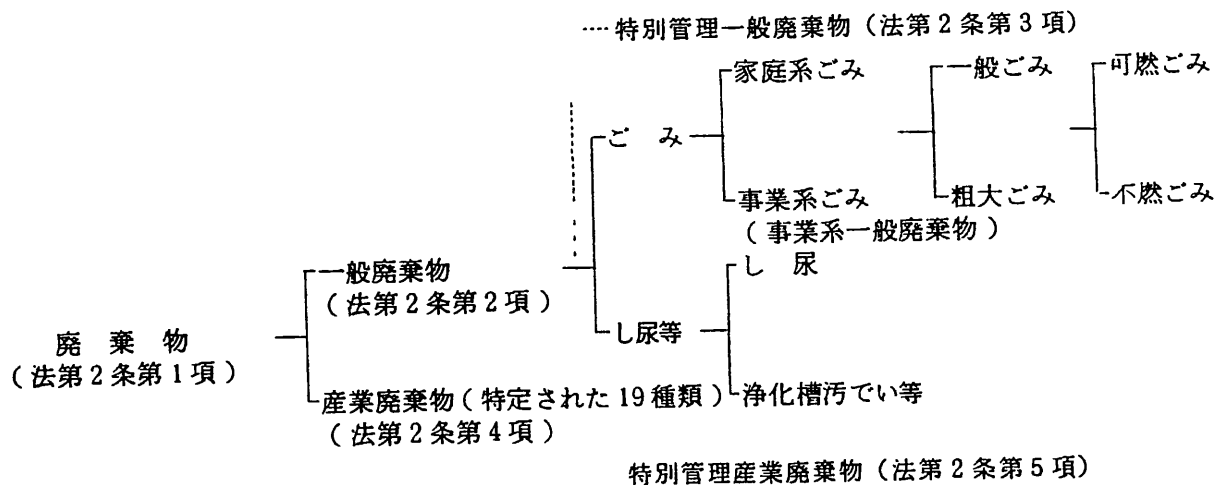
近年、経済活動の活発化、国民の生活様式の変化に伴い、廃棄物の発生量が増加し、その種類も多様化している一方で、廃棄物処理施設の確保が困難となっており、また廃棄物の不法投棄等の不適正な処理が大きな社会問題となるなど、廃棄物の処理を取り巻く状況は極めて深刻なものとなっている。

このため、国において廃棄物の処理に関する諸制度の抜本的な見直しがなされ、平成3年10月に廃棄物の排出抑制や減量化、再生利用を明示した廃棄物処理法の大幅な改正が行なわれた。（平成4年7月改正法施行）

今後の廃棄物対策は、経済社会活動のあらゆる段階において、廃棄物の発生を抑制し、再利用、資源化を徹底するとともに、適正処理を図ることが基本となる。

廃棄物処理法においては、廃棄物は、次表に示すとおり事業活動に伴って排出されるもののうち法令で特定された産業廃棄物と、それ以外の一般廃棄物に分類される。一般廃棄物と産業廃棄物は、それぞれの処理体系に従って処理されるが、一般廃棄物の処理は市町村の固有事務とされ、産業廃棄物は排出事業者の処理責任が明定されている。

表102 廃棄物の分類



### 第1節 一般廃棄物の状況

#### 1 一般廃棄物の現況

一般廃棄物は、し尿とごみに大別されるが、市町村はこれらの処理について、廃棄物処理法に定めるところにより、所定の計画を策定し、これに基づき再生、収集、運搬、処理処分をすることになっている。

収集された一般廃棄物を生活環境の保全上支障のないよう適正に処理処分するため、各市町村において廃棄物処理施設の整備に努めている。

(1) し尿処理

し尿は、公共下水道において処理されるものを除き、市町村 組合がし尿及び浄化槽汚泥を計画的に収集し処理している。

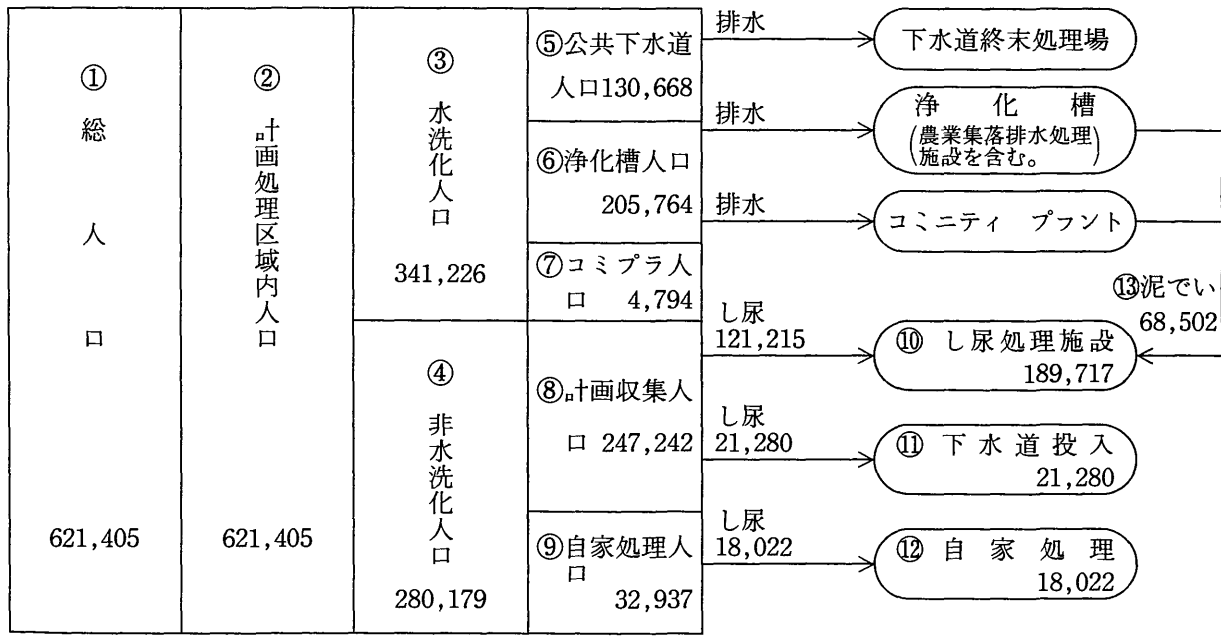
近年、公共下水道の整備及び浄化槽の普及に伴い、水洗化人口が増加しているため、市町村 組合のし尿処理施設による処理量は減少していく傾向にある。

しかし、下水道の整備には、長期にわたる建設期間が必要であることなどから、今後もし尿処理施設の役割は大きいものがあるのが現状である。

平成7年度におけるし尿の処理状況については、図15に示すとおりである。

また、し尿処理施設及びコミュニティ プラントの整備状況等は表103及び表104に示すとおりである。

図15 し尿処理系統図（平成7年度）（単位 人, kl）



計画区域率 ②/①×100=100.0%

水洗化率 ③/①×100= 54.9%

非水洗化率 ④/①×100= 45.1%

計画収集率A ⑧/①×100= 39.8%

自家処理率A ⑨/①×100= 5.3%

1人1日当たりし尿収集量

(⑩+⑪-⑬) × 10<sup>3</sup> ÷ ⑧ ÷ 365 = 1.58 l / 人 日

1人1日当たりし尿排出量

(⑩+⑪+⑫-⑬) × 10<sup>3</sup> ÷ ④ ÷ 365 = 1.57 l / 人 日

公共下水道水洗化率 ⑤/①×100=21.0%

浄化槽水洗化率 ⑥/①×100=33.1%

計画収集率B ⑧/④×100=88.2%

自家処理率B ⑨/④×100=11.8%

1人1日当たり汚でい収集量

⑬ × 10<sup>3</sup> ÷ ⑥ + ⑦ ÷ 365 = 0.89 l / 人 日

表103 し尿処理施設の整備状況

(平成8年3月末現在)

設置主体名	施設の名称	施設の所在地	A 施設の規模 (kl/日)	処理方式	稼働開始年月	B 平成7年度中の 年間処理実績 (kl/年)	残渣量	
							$\frac{B}{A \times \text{年間稼働日数}}$	(t/年)
東部広域行政管理組合	因幡浄苑	鳥取市秋里 1037番地	170	好気性 消化	昭和 46. 11	55,367	0.89	133
中部広域行政管理組合	中部クリーンセンター	倉吉市小田 468番地1	140	標準 脱窒素	平成 4. 4	42,125	0.82	199
米子市はか9か町村衛生施設組合	米子浄化場	米子市安倍 213番地	145	高負荷 脱窒素	平成 2 12	47,474	0.89	2,661
	白浜浄化場	西伯郡淀江町 中間856番地	80	高負荷 脱窒素	平成 2 12	24,414	0.83	1,306
境港市	境港市浄化センター	境港市小篠津町 3632番地1	50	高負荷 脱窒素	平成 元. 12	13,294	0.74	733
日野町・江府町・日南町衛生施設組合	清化園	日野郡江府町大字 佐川2番地	30	二段活性 汚いでい	昭和 58. 3	7,043	0.64	41
計			615			189,717		5,073

表104 コミュニティ プラント

(平成8年3月末現在)

項目 市町村 施設名	処理方式	計画処理人口 (人)	実処理人口 (人)	計画1日 最大汚水量 (m <sup>3</sup> /日)	稼働開始年月
米子市河崎団地 汚水処理場	長時間ばっ気	3,000	1,747	900	昭和48年4月
米子市富益団地 汚水処理場	〃	2,000	1,877	600	昭和55年4月
米子市旭が丘 汚水処理場	〃	480	387	120	昭和55年4月
船岡町新庄地区 地域し尿処理施設	接触ばっ気	254	211	94	昭和62年4月
境港市弥生 下水処理場	〃	1,100	304	340	平成5年4月
青谷町栄町 コミュニティ・プラント	〃	800	268	264	平成7年3月
計		7,634	4,794		

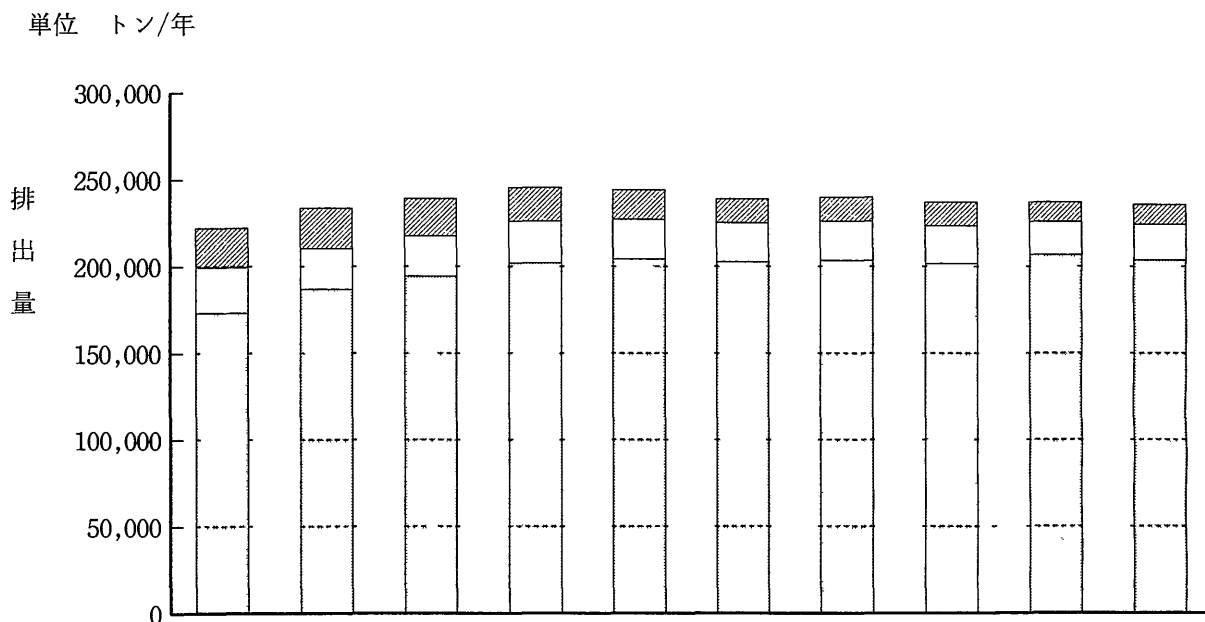
## (2) ごみ処理

地域住民の日常生活に伴って排出されるごみは、図14のとおり平成元年度をピークに横ばい傾向が続いているが、最終処分場等処理施設の確保が困難化している状況から、ごみの排出量を抑制するとともに資源化を推進することが重要な課題となっている。

平成7年度におけるごみ処理の状況は、図17及び図18のとおりであるが、市町村の収集計画により収集されているものは、計画処理区域内の総排出量の86%、直接搬入量は9%、自家処理量は5%である。

なお、ごみ処理施設整備状況は、表105、表106のとおりである。

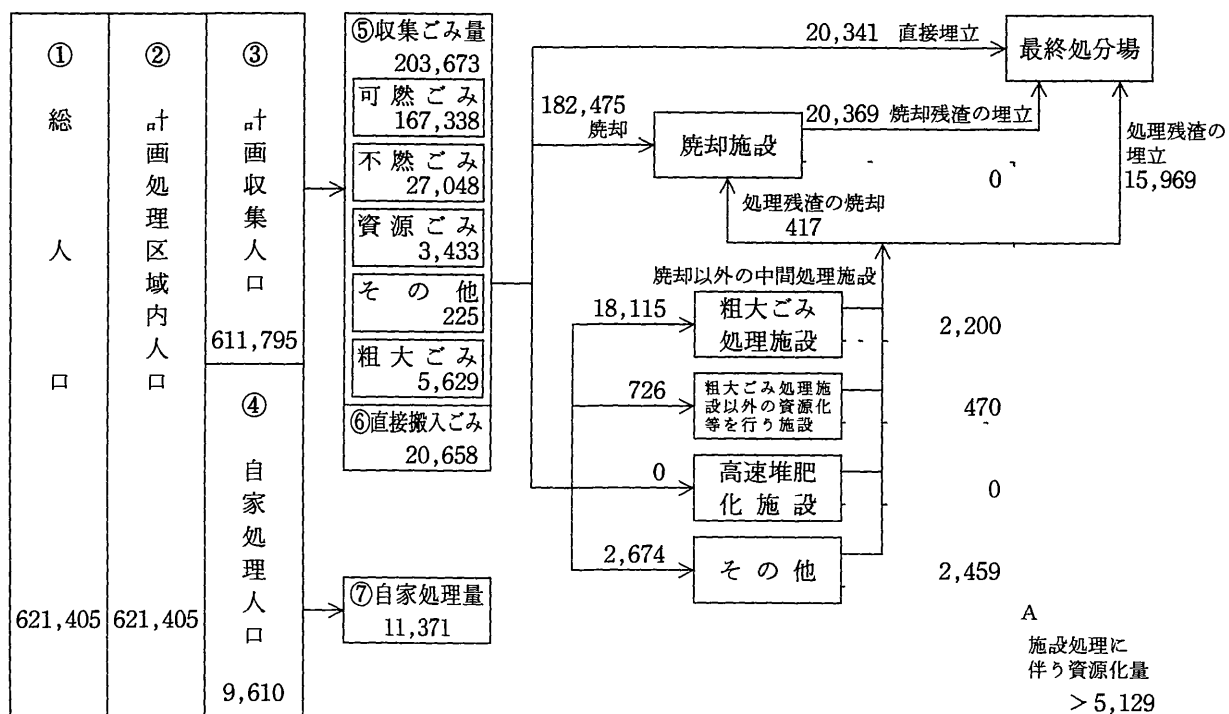
図16 県内年間ごみ排出量の推移



年 度	昭和61年度	昭和62年度	昭和63年度	平成元年度	平成2年度	平成3年度	平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度
□ 収集総量	173,191	186,972	194,568	202,105	204,263	202,607	203,563	201,667	206,661	203,673
□ 直接搬入ごみ量	26,296	23,416	23,094	23,960	22,799	22,550	22,617	21,798	18,981	20,658
▨ 自家処理量	22,643	23,387	21,400	19,466	17,087	13,685	13,635	13,594	11,459	11,371
計	222,130	233,775	239,062	245,531	244,149	238,842	239,815	237,059	237,099	235,702



図17 ごみ処理系統図（平成7年度）（単位・人， t）



計画収集区域率  $② \div ① \times 100 = 100.0\%$

計画収集率  $③ \div ① \times 100 = 98.5\%$

1人1日当たりごみ排出量（収集対象）  $⑤ \times 10^6 \div ③ \div 365 = 912 \text{ g} / \text{人 日}$

1人1日当たりごみ排出量（総量）  $(⑤ + ⑥ + ⑦) \times 10^6 \div ② \div 365 = 1,039 \text{ g} / \text{人 日}$

資源化率 =  $A \div (⑤ + ⑥) = 2.3\%$

リサイクル率 =  $(⑧ + A) \div (⑤ + ⑥ + ⑧) = 6.6\%$

図18 ごみ処理の状況（平成7年度）

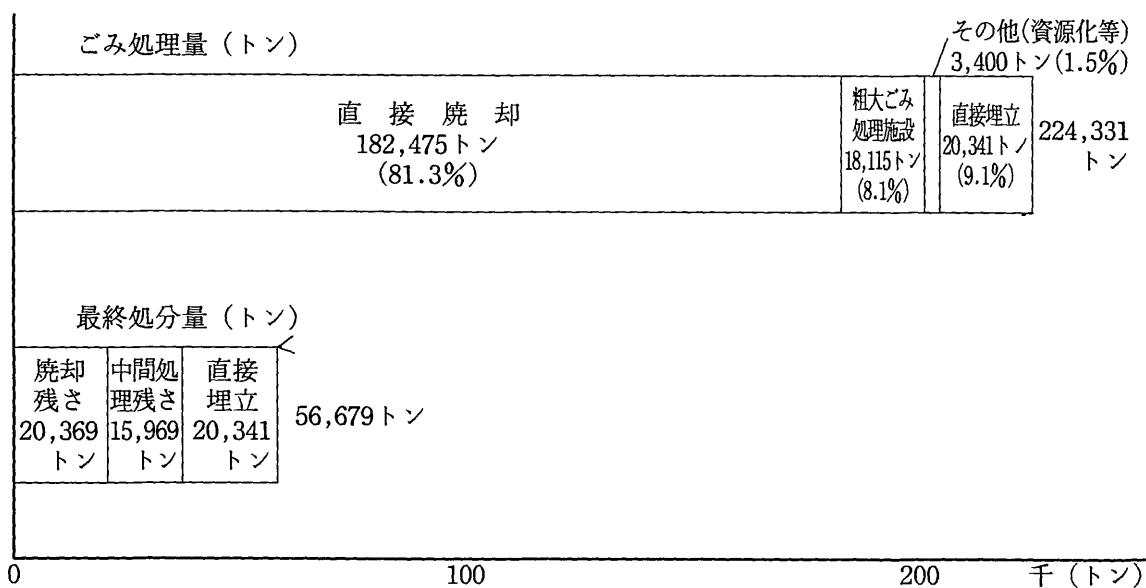


表105 ごみ処理施設（粗大ごみ処理施設を除く）整備状況

（平成8年3月末現在）

設置主体名	施設の名称	施設の所在地	A 施設の規模 (t/日)	炉型式	稼働開始年月	B 平成7年度中の 年間処理実績 (t/年)	稼働率 B — (A×稼働日数)	残渣量 (t/年)
鳥取市	鳥取市神谷清掃工場	鳥取市西今在家228	270	全連続燃焼式	平成3.11	54,013	0.95	5,789
国府町	こくふ浄苑	国府町岡益 524,525	6	機械化バッチ式	昭和46.12	2,184	1.48	117
岩美町	岩美町清掃工場	岩美町大字浦富3081-73	30	〃	昭和53.6	3,032	0.44	384
福部村	福部浄苑	福部村大字中109	6	〃	昭和50.4	1,058	0.74	74
若桜町	若桜町菅塵芥処理場	若桜町大字浅井	10	〃	昭和51.5	1,026	0.35	30
智頭町	智頭町クリーンセンター	智頭町南方57	16	機械化バッチ式	平成2.4	2,572	0.66	252
八頭東部環境施設組合	クリーンセンターや	河原町大字山手563-50	34	〃	平成6.7	4,772	0.57	546
佐治用瀬ごみ処理施設組合	組合立ごみ処理場	佐治村大字葛谷字水工谷478-2	12	〃	昭和48.7	2,082	0.72	62
気高郡衛生施設組合	ながおクリーンステーション	気高町大字八東水2160	25	〃	平成6.4	3,356	0.67	399
中部広域行政管理組合	向山清掃工場	倉吉市和田東町893	36	〃	昭和44.8	9,720	0.99	972
	東伯清掃工場	東伯町田越104	50	〃	昭和49.12	16,701	1.24	1,670
米子市	米子市清掃工場	米子市河崎3333	290	連続燃焼式	昭和54.4	56,389	0.59	7,514
境港市	境港市清掃センター	境港市中野町2080	60	准連続燃焼式	昭和63.1	12,799	0.86	1,150
西伯町ほか二か町清掃施設管理組合	クリーンセンター	西伯町大字法勝寺22-1	16	機械化バッチ式	平成7.4	1,979	0.74	259
淀江町	淀江町クリーンセンター	淀江町大字福岡字高尾谷	16	〃	平成7.4	1,592	0.45	258
大山町	大山町環境美化センター	大山町豊房	12	〃	昭和56.1	1,424	0.40	151
名和町	名和町塵芥処理場	名和町大字大塚877-2	3	固定バッチ式	昭和44.4	508	0.91	147
			5	機械化バッチ式	昭和51.4	1,345	0.94	

設置主体名	施設の名称	施設の所在地	A 施設の規模 (t/日)	戸型式	稼働開始年月	B 平成7年度中の年間処理実績 (t/年)	稼働率 B — (A×稼働日数)	残渣量 (t/年)
中山町	中山町清掃センター	中山町羽田井1419-3 24	7	機械化 バッチ式	平成 3.5	828	0.56	101
日野町	日野町塵芥処理場	日野町黒坂187	3	固定 バッチ式	昭和 45.7	355	0.40	108
			5	機械化 バッチ式	昭和 53.4	797	0.54	
日南町	日南町清掃センター	日南町下石見字九畝 田	10	〃	平成 2.6	916	0.62	190
江府町	江府町塵芥処理場	江府町貝田字河原10 97-1	5	〃	昭和 54.4	1,414	0.92	75
溝口町	溝口町清掃センター	溝口町福島	10	〃	平成 元.4	1,679	0.85	121
合 計			937			182,541		20,369

表106 粗大ごみ処理施設

(平成8年3月末現在)

設置主体名	処理場名	型 式	A 公称能力 (t/日)	稼働開始 年 月	B 平成7年度 年間処理 実績 (t/年)	資 源 化 量	C 稼働日数
中部広域行政 管理組合	向 山 清掃工場	圧縮・破砕併用	50	昭和 48.4	6,235	2,056	272
西部広域行政 管理組合	岸本中間 処理場	圧縮	50	平成 元.1	11,880	144	246
合 計			100		18,115	2,200	

収集された廃棄物は、可能な限り焼却、破砕等の中間処理を行った後、最終処分場において埋立処分されているが、市町村が一般廃棄物を埋立処分している最終処分場は表107のとおりであり、その残余容量の合計は平成7年度末で約42万m<sup>3</sup>となっている。

一方、平成7年度中に最終処分場に埋立処分された一般廃棄物は約8万m<sup>3</sup>となっている。

従って、最終処分場の残余容量の合計と年間埋立処分量からみて、平成7年度末において5年間程度の処分が可能な状況となっているが、最終処分場の設置が年々困難となってきているので、計画的な最終処分場の確保とともに、ごみの減量化を強力に推進することが必要である。

表107 一般廃棄物最終処分場整備状況

(平成8年3月末現在)

設置主体名	最終処分場名	所在地	埋立て開始年月	埋立て終了予定年月	面積 (m <sup>2</sup> )	全体容量 (m <sup>3</sup> )	7年度埋立て実績 (m <sup>3</sup> /年)	残余容量 (m <sup>3</sup> )
東部広域行政 管理組合	末恒不燃物処理場	鳥取市伏野 2228	昭和 59.4	平成 9.3	42,200	450,900	31,283	54,082
河原町	河原町 不燃ごみ処理場	河原町大字中井 437	47.4	9.3	5,700	17,100	1,200	4,433
若桜町	若桜町営 不燃物処理場	若桜町大字浅井	46.4	9.3	5,985	25,629	80	70
中部広域行政 管理組合	東伯埋立地	東伯町大字田越	49.12	10.3	9,900	80,700	8,382	23,020
環境プラント 工業株式会社 (西部広域行 政管理組合 業務委託)	環境プラント工業 一般廃棄物最終処分場 (第2処分場)	淀江町大字小波 字泉原	平成 5.9	20.9	28,267	443,942	36,580	334,536
計					92,052	1,018,271	77,525	416,141

表108 粗大ごみ処理施設以外の資源化等の施設

設置主体名	施設の名称	施設所在地	施設の規模 (t/日)	稼働開始年月	平成7年度処理量 (t/年)	平成7年度資源回収量 (t/年)
境港市	境港市 リサイクルセンター	境港市渡町119 -6	10	平成 7.8	523	470
計			10		523	470

### (3) 浄化槽

近年、生活水準の向上、生活様式の変化等に伴い、便所の水洗化への要望がたかまり、県内の浄化槽の設置基数も図19のとおり毎年約2,000基程度増加しており平成8年度末には49,205基を数えている。

これらの浄化槽が所期の機能を発揮するためには、設置工事、保守点検 清掃等を適正に実施することが必要であるが、この専門的な知識、技能、経験を有している業者として法律及び条例の規定により知事の登録等を受けた浄化槽工事業者及び浄化槽保守点検業者の数は表110、表111のとおりである。

また、台所排水などの生活雑排水による湖沼、河川の汚濁が進んでいるが、し尿と併せて生活雑排水を処理できる合併処理浄化槽は、下水道未普及地域における生活雑排水対策として有効である。

このため、県においては、指導要綱により県下全域、処理対象人員が51人以上の浄化槽を設置する場合には合併処理浄化槽としなければならないこととしている。

しかし、県内に設置されている浄化槽の大部分が家庭用の小規模なものであることから、家庭用浄化槽についても合併処理浄化槽の普及を図ることが課題となっている。

このため、合併処理浄化槽の生活雑排水対策上の有効性の啓発に努めるとともに、平成2年度から、国庫補助と併せて合併処理浄化槽設置に対する県費補助を行っており平成4年度から補助対象区域を全県下に拡大した。

また、平成9年度から、県費補助の見直しにより 設置者負担を軽減し、合併処理浄化槽の設置推進に努めているところである。

図19 浄化槽設置基数の推移

単位 基

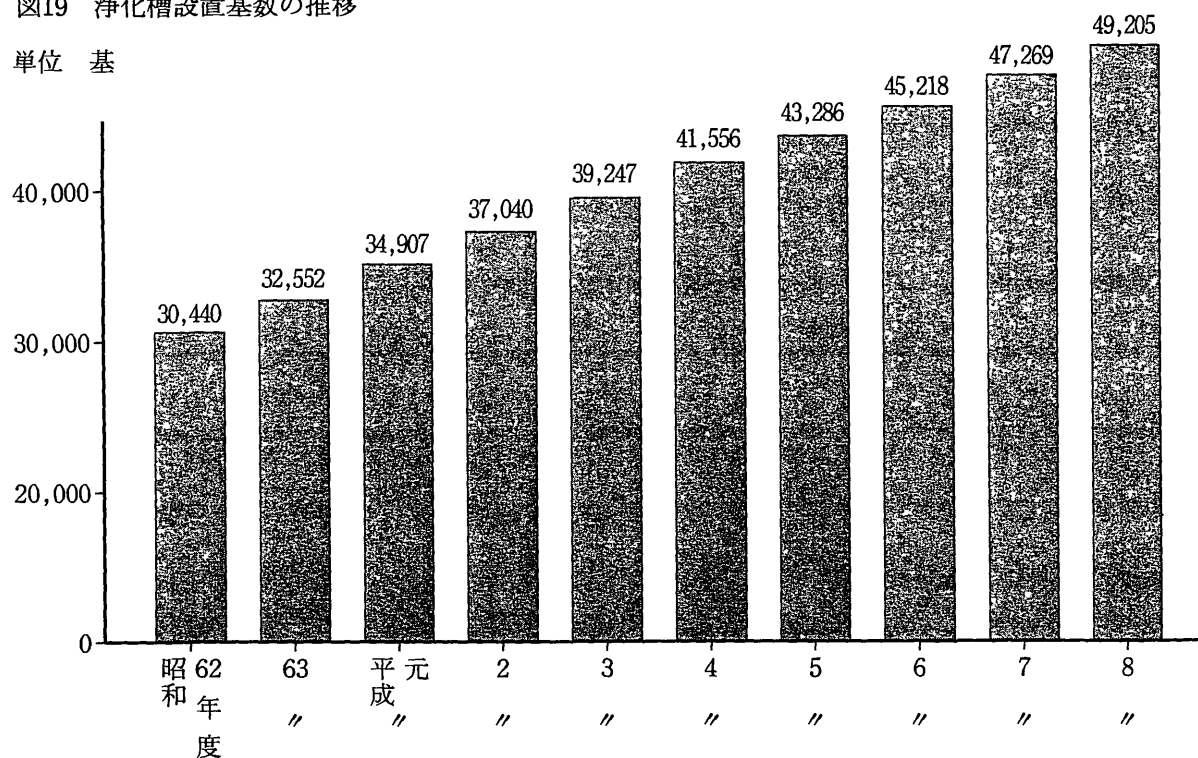


表109 保健所別浄化槽設置基数

(平成9年3月末現在)

人槽 \ 保健所	鳥 取	郡 家	倉 吉	米 子	根 雨	計
～ 20	13,441	2,939	7,685	16,600	824	41,489
21～ 50	1,531	260	1,019	2,098	154	5,062
51～ 100	468	110	341	654	64	1,637
101～ 200	152	33	121	206	27	539
201～ 300	63	22	54	74	15	228
301～ 500	39	12	31	46	7	135
小 計	15,694	3,376	9,251	19,678	1,091	49,090
501～1,000	28	7	10	34	2	81
1,001～2,000	11	4		6	2	23
2,001～3,000	1			5		6
3,001～4,000	1			2		3
4,001～	1			1		2
小 計	42	11	10	48	4	115
合 計	15,736	3,387	9,261	19,726	1,095	49,205

表110 浄化槽工事業者数

(平成9年3月末現在)

項 目	登 録 業 者	届 出 業 者	合 計
業 者 数	11	269	280

表111 浄化槽保守点検業者数

(平成9年3月末現在)

保 健 所 名	鳥 取	郡 家	倉 吉	米 子	根 雨	合 計
業 者 数	18	1	9	30	3	61

(注) 業者数とは、主たる営業所の所在地による。

(4) 監視・指導状況

廃棄物処理法第19条並びに浄化槽法第53条に基づく立入検査状況は次表のとおりである。

表112 廃棄物関係監視 指導状況

(平成8年度)

立入場所 検査件数	一 般 廃 棄 物						下 終 水 末 道 処 道 理 設 施 設	合 計
	し 尿 処 理 施 設	浄 化 槽	ご み 処 理 施 設	粗 処 大 理 ご 施 み 設	そ の 他	小 計		
立入検査件数	29	809	65	4	57	964	42	1,006
理化学検査件数	29	387	58	0	24	498	42	540

2 一般廃棄物の減量化対策

改正された廃棄物処理法では、排出された廃棄物を焼却等中間処理し、最終処分するなど、いかにして処理するかという従来の廃棄物処理の考え方を転換し、減量化や資源化、再生利用を国民、事業者等関係者の責務として明示したほか、市町村に廃棄物減量等推進審議会の制度が新設されるなど減量化を進めるための諸施策が整備された。

ごみの減量化、資源化は、住民、事業者、行政の三者が一体となって取り組むべき重要課題である。

県では、ごみの減量化、資源化を広域的に進めていくため、平成5年3月に、①ごみの排出抑制、②資源回収の推進、③再生品利用の推進、④啓発普及、⑤減量化、リサイクル推進体制の確立を基本方針とする「ごみ減量化・リサイクル推進に関する基本計画」を策定した。

この計画では、住民、事業者、行政が果たすべき役割を明らかにしており、県では、計画の具体的実施に向けて各種の施策を積極的に行っていくとともに、広く県民に啓発、普及を図っていくこととしており、平成6年3月に、住民、事業者、行政によって構成する「鳥取県ごみ減量化・リサイクル推進協議会」を設置し、以後毎年、同協議会を開催し、各主体の取組状況の発表、意見交換等を行い、ごみの減量化 リサイクル推進の気運の高揚を図っているところである。

## 第2節 産業廃棄物の状況

### 1 産業廃棄物の現況

事業活動に伴って排出される産業廃棄物は、農業を除けば増加傾向を示しており、また、質的にも多様化する状況にある。

また、産業廃棄物処理施設の設置に当たって、地元住民等の理解を得ることが困難な場合も多く、処理施設の確保難や不法投棄などの不適正処理が問題となるなど、産業廃棄物をめぐる状況は、極めて深刻なものとなっている。

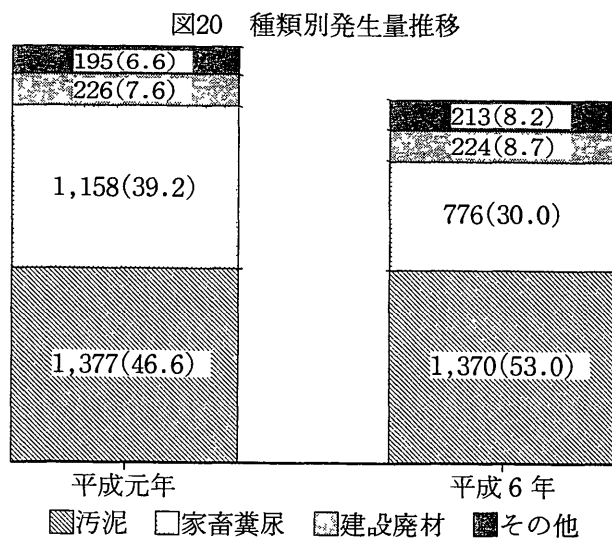
こういった状況のなかで、平成4年に廃棄物処理法が全面改正され、県では新しい法秩序のもとで、これらの課題に適切に対応するために、平成4年に策定した第3次鳥取県産業廃棄物処理計画を見直し、第4次鳥取県産業廃棄物処理計画を平成9年3月に策定した。

#### (1) 産業廃棄物の発生状況

農業を含む平成6年度の産業廃棄物の発生量は2,582千トンで、平成元年の2,956千トンと比較すると12.7%（約374千トン）減少している。

種類別にみると、汚泥、家畜ふん尿、建設廃材の3種類で、全発生量の約92%を占めている。

平成元年と比較すると、汚泥、建設廃材はほぼ横ばいの状況にあるが、家畜ふん尿の減少が著しい。

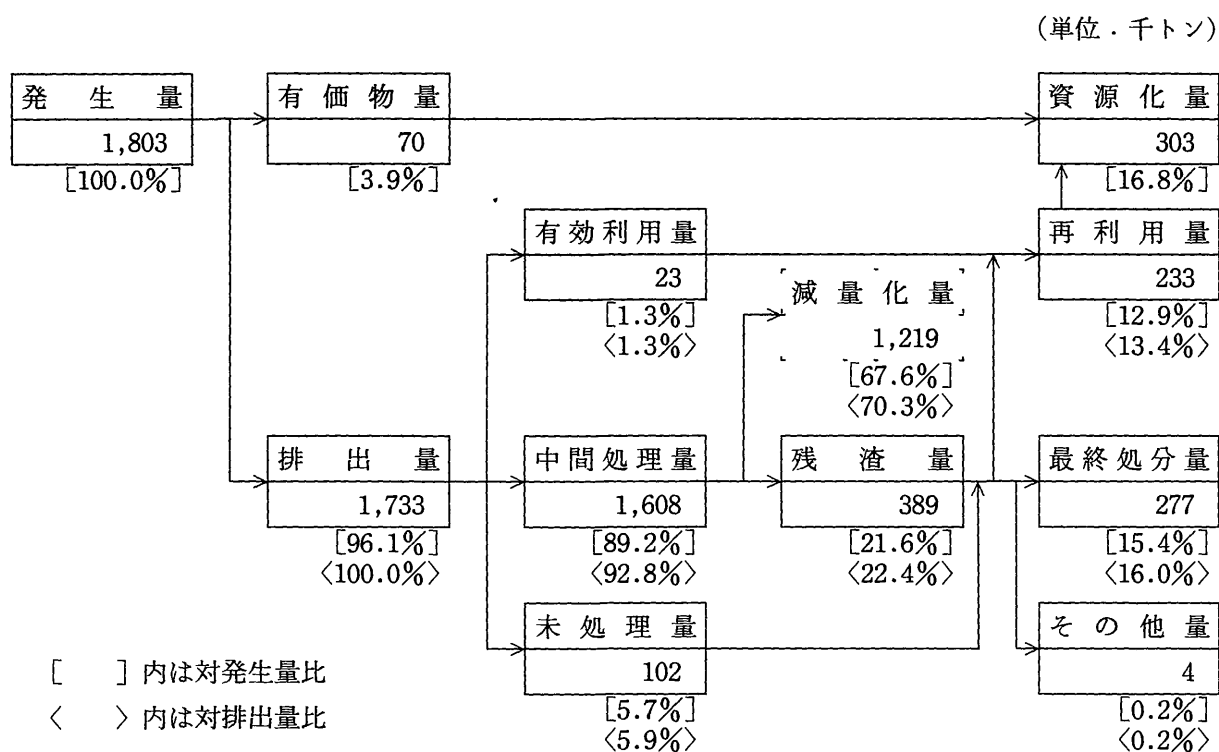


#### (2) 産業廃棄物の処理・処分状況

産業廃棄物発生量のうち、有価物を除く96.1%が排出されている。排出された産業廃棄物は、約70%が中間処理（脱水、焼却等）により減量化され、約13%が再生利用、約16%最終処分（埋立等）されている。



図21 産業廃棄物の処理 処分状況（農業を除く）



① 発生量、排出量（農業を除く。）

農業を除く、県内で発生した産業廃棄物の処理・処分状況をみると、発生量1,803千トン（100％）に対して、有価物量（何ら中間処理も行わずに自ら利用又は売却されたもの。）が70千トン（発生量の3.9％）、排出量が、1,733千トン（同96.1％）となっている。

（業種別）排出量の多い業種は、鉱業（排出量の38.3％、以下同様） 製造業（34.0％） 建設業（15.3％）、水道業（11.3％）の順となっている。

なお、製造業を中分類でみると、パルプ・紙が最も多く 製造業の57％を占めている。  
（種類別）排出量の多い種類は、汚でい（78.9％） 建設廃材（12.8％） 木くず（2.3％）の順となっている。

（地域別）排出量（建設業を除く。）の多い地域は、西部（51.3％） 東部（42.5％） 中部（6％）の順となっている。

② 中間処理（農業を除く）

中間処理は、1,608千トンで排出量の92.8％となっている。

種類別では、汚でい（中間処理量の84.2％） 建設廃材（9.9％） 木くず（2.4％） 紙くず（0.7％）の順となっている。

中間処理による減量化は、1,219千トン（排出量の70.3％）となっている。

③ 最終処分（農業を除く）

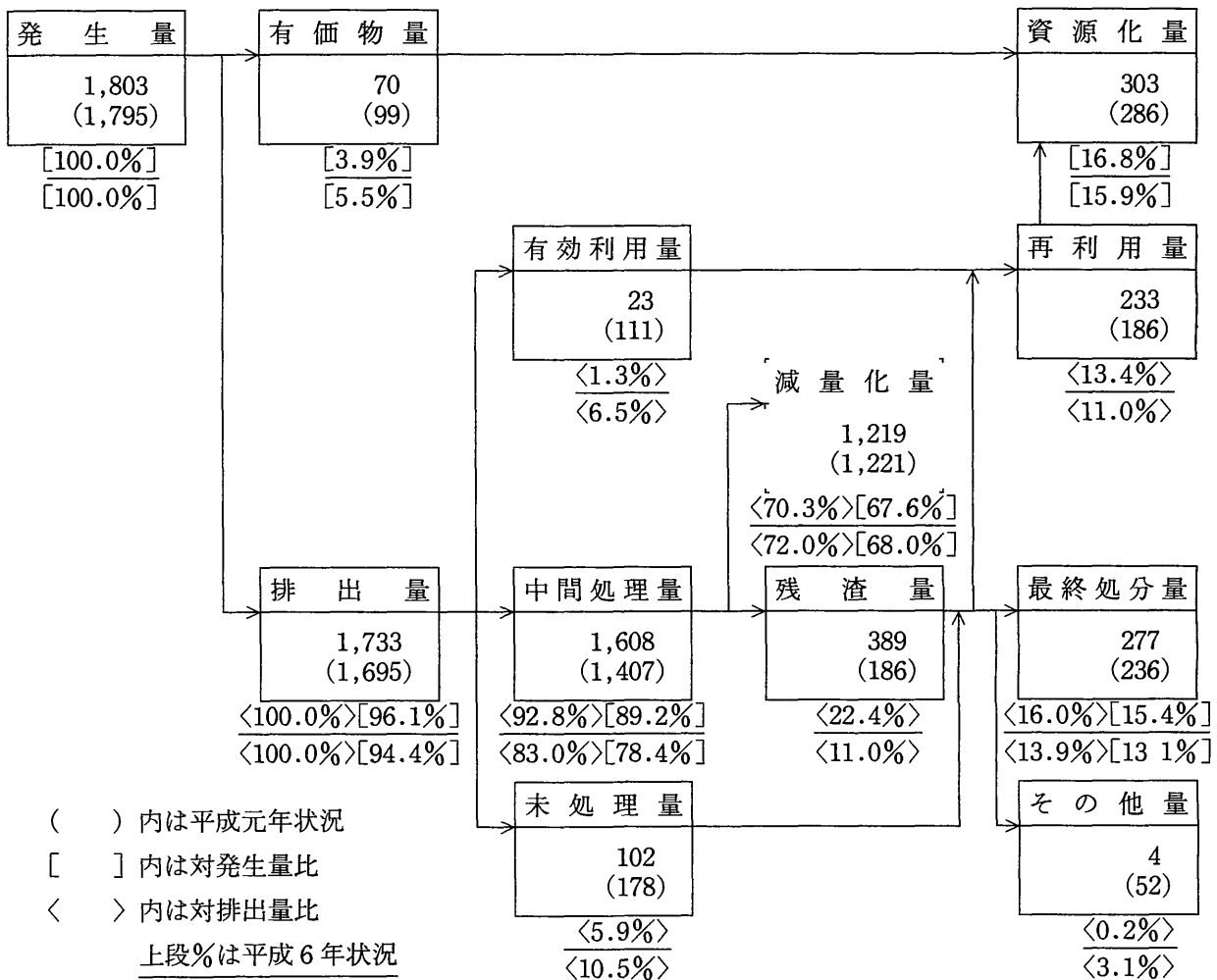
最終処分量は、277千トンで排出量の16.0％となっている。

最終処分の多い業種は、鉱業（最終処分量の44.3%、以下同様）、建設業（38.8%）、製造業（15.3%）の順となっており 種類別では、汚でい（55.9%） 建設廃材（32.5%）の順となっている。

(3) 産業廃棄物の処理・処分状況の平成元年との比較（農業を除く。）

処理 処分の状況を平成元年と比較してみると、中間処理率が9.8ポイント増となったが、減量化率は0.4ポイント下がっている。また、最終処分率は2.3ポイント（量は41千トン） 資源化率は0.9ポイント（量は17千トン）増となっている。

図22 産業廃棄物の処理・処分状況の平成元年との比較（農業を除く） (単位 千トン)



(4) 移動状況

① 県内への移動

県外から搬入された量は11千トンで、その殆どが中間処理（10千トンで87%）のために搬入されている。

② 県外への移動

県外に搬出された量は79千トンで、その内訳は埋立処分量が49千トン（63%） 資源化量は26千トン（33%） 中間処理は4千トン（5%）である。

これらの県内排出量及び処理量に占める割合は、排出量は4.6%、最終処分量の17.7%等となっている。

平成元年における県外での最終処分量は10千トンで、全最終処分量236千トンの4.2%であり平成6年の県外最終処分量は4.9倍に増加している。

表113 産業廃棄物の流出、流入状況

(単位 トン/年)

種 類	区 分	県外への流出量			県内への流入量				
		資源化量	中間処理量	埋立処分量					
合 計		78,705	25,655	3,600	49,450	11,165	1,269	9,768	128
安定型産業廃棄物	計	42,742	6,724	617	35,401	5,343	1,269	3,946	128
	廃プラスチック類	2,498	1,335	439	724	1,061	565	496	0
	ゴミくず	0	0	0	0	0	0	0	0
	金属くず	6,732	5,174	73	1,485	170	0	170	0
	ガラス・陶磁器くず	2,808	214	105	2,489	10	0	10	0
	建設廃材	30,704	1	0	30,703	4,102	704	3,270	128
管理型産業廃棄物	計	35,963	18,931	2,983	14,049	5,822	0	5,822	0
	燃え殻	7,175	5,634	0	1,541	0	0	0	0
	汚泥	11,922	1,711	1,131	9,080	515	0	515	0
	廃油	2,255	1,999	194	62	724	0	724	0
	廃酸	378	346	32	0	10	0	10	0
	廃アルカリ	629	0	629	0	49	0	49	0
	紙くず	1,352	1,352	0	0	0	0	0	0
	木くず	6,471	6,021	450	0	645	0	645	0
	繊維くず	214	186	27	1	0	0	0	0
	動・植物性残渣	1,605	1,503	0	102	1,887	0	1,887	0
	銧さい	3,631	0	450	3,181	0	0	0	0
	ばいじん	107	0	32	75	0	0	0	0
	感染性産業廃棄物	38	0	38	0	1,992	0	1,992	0
	廃自動車	186	179	0	7	0	0	0	0

(5) 将来予測排出量（農業を除く。）

平成6年排出量1,733千トンに対する平成12年の排出量は1.28倍の2,214千トンと見込まれている。

業種別にみると、増加率は水道業が高く（174%）、増加量では製造業が高い（174千トン）

種類別にみると、増加率、増加量とも汚泥が最も高い。

地域別にみると、西部地区が増加率、増加量ともに高く 東部地区、中部地区の順となっている。

(6) 産業廃棄物処理業の許可の現況

産業廃棄物の処理を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないが、本県における平成8年度末の許可の状況は表114のとおりであり 産業廃棄物処理業者の平成5～7年度事業実績は表115のとおりである。

表114 産業廃棄物処理業者の許可の現況

(平成9年3月末現在)

業の種類		産業廃棄物処理業	特別管理産業廃棄物処理業	計
県内業者	収集・運搬	129	7	136(131)
	中間処理	5	0	5(5)
	最終処分	3	0	3(3)
	収集・運搬、中間処理	25	4	29(26)
	収集・運搬、最終処分	9	0	9(9)
	収集・運搬、中間処理、最終処分	4	0	4(4)
小計		175	11	186(178)
県外収集・運搬業者		124	53	177(131)
合計		299	64	363(309)

備考(1) 特別管理産業廃棄物処理業とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する「特別管理産業廃棄物」を取り扱う処理業者であり、産業廃棄物処理業者とは、「特別管理産業廃棄物」以外の産業廃棄物を取り扱う処理業者である。

(2) 計の( )内は、産業廃棄物処理業と特別管理産業廃棄物処理業の許可を併せ持つ処理業者を差し引いた実業者数である。

表115 産業廃棄物処理業者の事業実績

(平成8年3月末現在)

区分	処理実績 ( t / 年 )		
	平成5年度	平成6年度	平成7年度
収集・運搬量	125,496	157,989	167,831
中間処理量	80,748	99,427	147,524
最終処分量	59,522	67,448	32,887

## (7) 産業廃棄物処理施設の設置状況

## ① 中間処理施設の設置状況

発生した産業廃棄物は事業者又は産業廃棄物処理業者の設置する中間処理施設により可能な限り減量化されるが、これらの中間処理施設のうち一定規模以上のものについては「産業廃棄物処理施設」として許可を受けることとされており、県内の許可施設設置状況及びその処理実績は表116のとおりである。

表116 中間処理施設の設置状況

(平成8年3月末現在)

施設の種 類	施設数	処 理 能 力	平成7年度処理実績
汚泥の脱水施設	21 (37)	3,235 m <sup>3</sup> /日 (3,687)	247,966 t (334,705)
汚泥の乾燥施設	2	44 m <sup>3</sup> /日	5,763 t
汚泥の焼却施設	3 (7)	156 m <sup>3</sup> /日 (177)	21,602 t (31,701)
廃油の油水分離施設	1 (2)	40 m <sup>3</sup> /日 (46)	6,474 t (6,510)
廃油の焼却施設	4	46 m <sup>3</sup> /日	8,634 t
廃プラスチック類の破碎施設	1 (2)	40 t/日 (43)	2,694 t (2,694)
廃プラスチック類の焼却施設	7 (10)	42.5 t/日 (42.8)	8,704 t (9,656)
シアン化合物の分解施設	5	26 m <sup>3</sup> /日	4,408 t
木くずの焼却施設	3 (5)	40 t/日 (42)	2,855 t (3,618)

(注) ( )内は、許可規模未満の処理施設で県で把握しているものを含む。

## ② 最終処分場の設置状況

発生した産業廃棄物は、中間処理により可能な限り減量化された後、最終処分場において埋立て処分されているが、事業者及び産業廃棄物処理業者が設置する最終処分場の設置状況は表117のとおりである。

表117 最終処分場の設置状況

(平成8年3月末現在)

設 置 主 体	施設数	平成7年度の処理実績
事 業 者	9 (14)	1,309 t (2,786)
産業廃棄物処理業者	14 (20)	30,101 t (30,101)
合 計	23 (34)	31,410 t (32,887)

(注) ( )内は、許可規模未満の処理施設で県で把握しているものを含む。

## (8) 監視・指導状況

産業廃棄物関係の監視・指導状況は表118のとおりである。

表118 産業廃棄物関係監視 指導状況

(平成8年度)

立 入 場 所	立入検査件数	理化学検査件数
排 出 事 業 所	149	3
産業廃棄物処理業者	76	0
中 間 処 理 施 設	236	62
最 終 処 分 場	456	203
そ の 他	270	2
合 計	1,187	270

## 2 産業廃棄物の処理対策

### (1) 産業廃棄物処理計画の基本方針

県内で発生する産業廃棄物を適正に処理することは、産業活動の円滑な推進のみでなく、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るうえで、極めて重要であり、第4次鳥取県産業廃棄物処理計画では次の事項を本計画による産業廃棄物処理の基本方針としている。

#### ア 排出事業者処理責任に基づく産業廃棄物の適正処理の確保

##### 排出事業者指導の強化

産業廃棄物は、排出事業者から自らの責任で適正に処理することを基本とし、県は排出事業所の立入り調査を強化する等、排出事業者に対する指導啓発を徹底します。

##### 適正処理推進体制の強化

排出事業者から排出される産業廃棄物が、適正に収集運搬及び中間処理・最終処分が行われるよう、適正処理推進体制の強化を図るとともに、特に処理業者への委託処理について、適正な委託が行われるよう指導を強化します。

#### イ 産業廃棄物の排出量の削減と再資源化の推進

##### ● 排出量削減による環境への負荷の低減

生活環境を保全し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築して行くために、排出事業者はそれぞれ産業廃棄物の排出量の削減を行い環境への負荷の低減を図るよう努めることとします。

##### 減量化・再資源化等の目標

産業廃棄物の減量化・再資源化等について目標値を設定し、施策を推進します。

#### ウ 公共関与等による安全な産業廃棄物処理施設の確保

##### 財団法人鳥取県環境管理事業センターによる産業廃棄物処理施設の設置促進

財団法人鳥取県環境管理事業センターの処理施設設置に積極的に協力支援を行うことにより、特に緊急度の高い最終処分場の安定確保を図ります。

##### ● 安全な最終処分場等産業廃棄物処理施設の確保

公共関与による処理施設とともに民間による産業廃棄物処理施設設置についても 安全性の確保を推進します。

エ 不法投棄等不適正処理防止対策の強化

不適正処理に対する啓発活動を強化し、排出業者や処理業者の自覚を求めるとともに、監視指導を強化し、不法投棄については市町村、警察の協力を得ながら防止対策を推進します。

オ 県民の理解と協力の確保

産業廃棄物の適正処理を推進するためには、県民の理解と協力が不可欠であり、県は、市町村の協力を得ながら、県民に広報等で広く情報を提供し、正しい産業廃棄物に関する知識の普及啓発を推進します。

(2) 産業廃棄物処理対策

産業廃棄物の適正処理を図るため、鳥取県産業廃棄物処理計画を基本とした各種の施策を推進している。

ア 事業者、処理業者への指導、監督

事業者及び処理業者に対して、排出事業者処理責任の明確化、排出量の抑制・減量化、再生資源化の推進及び適正処理の確保等について助言 指導、監督の強化を図り 産業廃棄物の適正処理を推進している。

イ 産業廃棄物処理指導要綱の施行

県内の産業廃棄物を適正に処理するためには、その地域の実情に応じた処理施設の確保が重要である。

このため、県では、産業廃棄物処理施設の設置をめぐる設置予定者と地域住民等との紛争の防止に努め、地域と共存した処理施設の確保を図るため、「鳥取県産業廃棄物の処理に関する指導要綱」及び「産業廃棄物処理施設等の立地環境に関する指針」を策定し、平成4年4月1日から施行した。

この要綱では、処理業者等が行う処理施設の設置及び維持管理に関し必要な事項を定めるとともに、県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議制度を規定し、搬入産業廃棄物の厳正な管理を図っている。

また、この要綱の円滑な運用を図るため、「産業廃棄物最終処分場の構造指針及び維持管理指針」を策定し、平成6年6月1日から施行するとともに、平成7年度には、「産業廃棄物中間施設の構造指針及び維持管理指針」を策定し、平成8年6月1日から施行したところである。今後は、これらの指針に基づき産業廃棄物処理施設の適正な設置及び管理を確保するよう処理業者等を指導していくこととしている。

#### ウ 医療廃棄物の適正処理対策

病院、診療所、衛生検査所等の医療関係機関から排出される医療廃棄物については、感染事故の発生につながらないように滅菌等の処理が完全になされなければならない。

県では、厚生省から示された「医療廃棄物処理ガイドライン」を基本として平成2年2月に「鳥取県医療廃棄物処理指導指針」を策定し、医療廃棄物の適正処理に努めてきた。

さらに、平成3年10月の廃棄物処理法の改正に伴い厚生省から示された「感染性廃棄物処理マニュアル」に基づき、新たに「鳥取県医療廃棄物適正処理指針」を策定し、平成5年4月1日から施行し、適正処理を推進している。

#### エ 不法投棄対策の推進

全国的な最終処分場の不足や道路交通網の整備に伴い、本県においても産業廃棄物の不法投棄の増大が懸念されているところであるが、この産業廃棄物の不法投棄の早期発見及び未然防止を図るため、「産業廃棄物不法投棄民間監視員制度」を平成3年2月に設置した。

監視員は、市町村長の推薦により知事が委嘱（市及び日南町2名、町村1名）しており月に2日間、担当市町村の区域におけるパトロール活動に当たっている。

平成9年度については、境港市で開催される「夢みなと博覧会」対策として、9月まで西部地区の監視を月に4日間とし、強化を図ることとした。

また、監視員に、ペットボトルのリサイクル制服を貸与し、監視員の存在をアピールするとともに、リサイクル製品の普及を啓発することとしている。

不法投棄事案の処理について、市町村及び警察等関係機関との連絡体制を強化し、投棄者の究明を行うとともに、投棄物の処理及び再発防止を図るため、平成4年6月に「鳥取県産業廃棄物不法投棄事案処理指針」を策定するとともに、投棄者不明の場合の原状回復措置として市町村への助成制度を創設した。

#### オ 公共関与による処理

近年、産業廃棄物については、民間事業者による最終処分場等処理施設の整備が困難となるとともに、不法投棄等の不適正処理が増加するなど、産業廃棄物を巡る問題は社会問題となっている。

このような状況の中で県では、平成4年度から5年度にかけて、専門の委員会を設置し、公共が関与した産業廃棄物処理の必要性、公共関与事業の事業主体の形態等について検討を行った。

この結果、公共が関与した産業廃棄物処理事業の必要性とともに、公共関与事業の事業主体は、排出事業者責任を最大限に履行できる官（県、市町村）民共同出資による「第三セクター方式」が望ましい等の報告がなされた。

県では、この報告を受けて、平成6年度に産業廃棄物処理のための第三セクターの設立準備に着手し、平成6年12月に「財団法人鳥取県環境管理事業センター」（以下「センター」という）



が発足した。

センターでは、平成7年8月に産業廃棄物処理施設（東部処分場）の建設場所や規模等を決定し、地元へ協力要請を行ったが、地元町の意向を受けて運営方法等計画の大幅な見直しを行うとともに、知事がセンターの会長に就任し、平成8年12月に新たな計画を持って改めて協力要請を行ったところである。

県としても、公共関与事業の円滑な推進を図るため、センターに職員を出向させるとともに、財政支援を含め積極的にセンターの業務を支援し、早期建設に向けて努力しているところである。